

平成22年度 第2回練馬区高齢者保健福祉懇談会 会議要録	
1 日 時	平成23年1月11日 (火) 午後3時から5時まで
2 場 所	練馬区役所 本庁舎20階 交流会場
3 出席者	(委員 17名) 児玉会長代理、佐藤繭美委員、大河原委員、斉藤委員、佐藤綾子委員、長井委員、永原委員、西委員、岩崎委員、田中委員、中村委員、青木委員、石川委員、小美濃委員、大垣委員、川島委員、伊瀬委員 (区幹事 11名) 福祉部長、高齢社会対策課長、介護保険課長、大泉総合福祉事務所長、住宅課長 ほか事務局 6名
4 傍聴者	0名
5 議 題	(1) 委員委嘱 (2) 練馬区高齢者基礎調査の実施について (3) 国・東京都の現況について (4) 検討課題の論点整理について ① 検討課題「地域貢献につながる社会参加の促進」 ② 検討課題「高齢期の住まいづくり、住まい方の支援」 (5) その他 (6) 次回予定 日時 平成23年3月23日(水) 午後3時～午後5時 会場 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
6 資 料	1 次第 2 資料1 練馬区高齢者基礎調査の実施について 3 資料2 国・東京都の現況(地域貢献につながる社会参加の促進) 4 資料3 国・東京都の現況(高齢期の住まいづくり、住まい方の支援) 5 参考資料1 国・東京都の新たな住宅施設 6 参考資料2 高齢期の主な住まいと利用できる介護保険サービス(平成22年11月1日現在) 7 参考資料3 地域包括ケアシステムについて 8 資料4 検討課題「地域貢献につながる社会参加の促進」について 9 資料5 検討課題「高齢期の住まいづくり、住まい方の支援」について 10 参考 高齢期をいきいきと過ごす住まいの手帖(平成20年3月発行) 冊子 11 参考 平成22年度版 高齢者の生活ガイド 冊子 12 練馬区高齢者保険福祉懇談会委員名簿および座席表(両面印刷)
7 事務局	練馬区 健康福祉事業本部 福祉部 高齢社会対策課 計画係 TEL 03-5984-4584

会議の概要

(会長代理)

第2回練馬区高齢者保健福祉懇談会を開催する。本日は会長が欠席のため、会長代理が司会を務めさせていただく。

では、初めに、第1回懇談会を欠席された西委員に委嘱状を交付する。

【福祉部長から西委員に委嘱状を交付】

【西委員よりあいさつ】

(会長代理)

事務局より、出席委員数、傍聴者数、資料の確認をお願いします。

(事務局)

【委員の出欠、傍聴の状況報告、配付資料の確認】

(会長代理)

次に、案件(2)について、説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【資料1「練馬区高齢者基礎調査の実施について」の説明】

(会長代理)

非常に多くの調査が、短期間に効率的にされており感心した。何かご質問はあるか。

(委員)

高齢者一般調査について、配布、回収とも郵送ということだが、調査票を受け取っても自分では書けないという方もおられると思う。そのような場合はどうするのか。

(高齢社会対策課長)

そういった方からのご質問、ご意見には、職員が対応をしている。前回調査での回収率はおおむね60%~70%となっており、区としては可能な限り回答していただきたいとは考えているが、中には回答が困難な方がいることも承知している。

(会長代理)

一般的に、このような調査の回収率は50%を切るのが普通なので、60%以上の回収率は非常に良好と思うが、ご指摘のように、福祉ニーズの高い方がなかなか回答できないという問題はあられると思う。

(委員)

調査結果の速報をいただく際には、全貌についての速報はもちろんだが、当懇談会のテーマに関係する分野の回答結果について詳しく教えていただきたい。

(会長代理)

懇談会では、「社会参加」分野と、「住まい」分野の回答結果を重点的に報告いただければと思う。

(委員)

対象者が「65歳以上の方」というのは非常に幅広いと思う。例えば、65歳から70歳、70歳以上、というような形でも分析可能か。

(高齢社会対策課長)

分析可能である。

また、調査対象者の無作為抽出の際には、各調査が重複しないようにしているので、幅広い年齢層から均等に意見をうかがえる調査としている。

(会長代理)

案件(3)に進む。

(高齢社会対策課長)

資料2、3については、第5期計画策定のコンサルティングを依頼している、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所(以下、「ジャパン総研」という。)から説明をしていただく。

(ジャパン総研)

【資料2「国・東京都の現況(地域貢献につながる社会参加の促進)」の説明】

(会長代理)

高齢者は地域の活動に非常に積極的な意欲をお持ちで、地域側もそれを期待しているということがよく分かった。ご質問、ご意見はあるか。

(委員)

資料2 図表1は、人口の流出・流入、死亡等が考慮されているのか。

(ジャパン総研)

ご指摘の図表は、内閣府が発行している平成22年度版高齢社会白書からの出典である。

統計方法の詳細は不明だが、人口推計は、人口の流出・流入も含め、自然増、自然減、社会増・社会減を考慮の上で算出するのが一般的である。

(委員)

図表2以降について、合計が100%にならない箇所がいくつか見受けられるが、そのような場合は、複数回答の質問であると理解して良いか。

(ジャパン総研)

その通りである。

(会長代理)

日本はほかの国に類を見ない超高齢社会になると言われているが、図表1を見ると、高齢者人口の増加がピークを迎える2040年代には約36%に達すると推計されており、高齢者が中心の社会になることが見て取れる。

(委員)

高齢者の社会参加意向についての意見を述べたい。

自分自身の話だが、講座、講演等に参加する場合、以前は大学のオープンカレッジ等に申し込んでいたが、次第に身近な地域に関わりたい気持ちが強くなり、最近区が実施している講習会、講演会にもかなり参加している。

区が主催する美術、古典文化、手芸等の講座等は、とても良い内容であり、無料または実費負担程度と、民間の講座等に比べ低廉な受講料で参加できるので、非常にありがたいと感じている。また、近頃では男性の参加者も見受けられ、社会参加にもつながっていると思う。

しかし、これらの講座等は、希望者多数により抽選になることが多く、なかなか参加できないという問題がある。

また、区以外の主催で身近なものとして、区内のサークル等が主催する場合もあるが、多くの場合は、区立施設を会場として借用しているため、会場を確保し、定期的を開催することが難しいという問題があると聞いている。

(会長代理)

年齢を重ねるに従って、身近な地域への関心が高まる傾向があることが一つ。社会参加の一環として、様々な催物に参加したいと思っても、抽選あるいは高額な受講料を要する場合があります、参加の機会が狭くなってしむことがあるということがもう一つ。いずれも、非常に大事な点を話していただいたと思う。

(委員)

中野区にある銭湯の事例だが、2階部分を中野区へ賃貸し、中野区の「いこいの家」を設置している。そこでは、麻雀、カラオケ教室等が開催され、高齢者が集まる場となっている。

先ほどの意見の通り、講座を開催する教室があっても、高額であるとか、場所が遠いのでは、なかなか足が向かないと思う。図表5「地域のつながりの弱まりとその理由」には、「場所の不足」という理由は入っていないが、集まりの機会がなくとも、場所があれば、そこを拠点として様々な企画を始めることができるのではないかと思う。行政が低廉な価格で場所を提供する等、高齢者が集まることが可能な場所を作っていくことができれば良いのではと思う。

(委員)

図表4「今後、参加したい活動」について、他に比べて具体的な項目として「高齢者の支援」、「子育て支援」が挙げられている。様々な分野がある社会貢献活動の中で、特に関心が高まっている分野だからなのだと思う。

世の中の動きに関心を持ち、虐待や介護等の問題に対して、何か貢献したいという思いを持った方は、潜在的に多数いるのだと思う。

社会福祉協議会が参加している活動の中に、「NPO活動支援センター」の運営事業がある。NPO活動支援センターでは、NPO関連の相談事業を行っているが、たまり場をつくりたいとか、場を提供したいという相談もあり、自分でできる事をやってみたいという方は大変多いと感じている。

(会長代理)

先ほどは、場所が必要という意見が出たが、反対に、場を提供したいという申し出もあるということか。

(委員)

その方が、現在、所有している場所や、今後、自宅等を新築する際に、そういった場の併設を考えたいという相談をいただいたことがある。あるいは、現在、場所は無いが、そのような活動に取り組んでみたいという考えを持つ方も随分出てきている。

(委員)

図表10「地域活動への興味」に関して意見を述べたい。

自分自身の経験でもあるが、現役時代は地域との結び付きは全くなく、現役を退いてはじめて、地域とはこういうものかなと分かるようになるものである。

図表11「国・地方公共団体に対する要望」では、「施設を利用しやすくする」という意見が1番、「情報をもっと提供する」が2番目に多い。どちらも、主体性、積極性に欠ける意見であり、「誰かが何かをしてくれたら自分もやってもよい」という傾向がうかがえる。

従って、求められる施策としては、現役時代のうちに、もっと地域に目を向けてもらい、理解を深めてもらうことで、自分にできる事、あるいはやりたい事を考えてもらう方向付けが必要と思う。その後、実際に地域の中で活動する際は、自分自身で考え、主体的に行動できるための導入となることが重要である。

シルバー人材センターについてだが、登録者数は約4,000名弱で、対象となる練馬区の60歳以上の方に対する登録率は約2%である。もちろん、積極的に周知はしているのだが、就労という形で、地域における社会参加の機会を提供しているという組織であるということをご存知無い方が多いのだと思う。

(会長代理)

1点目は、現役を退いてからではなく、現役のうちから、身近な地域の事を理解してもらうことが大事だということ。2点目は、例として、身近な地域において、就労という形態での社会参加の機会を提供しているシルバー人材センターについて、区民への理解が十分ではない状況があるということである。貴重な意見である。

(委員)

2点、質問したい。

図表7「東京都・全国の要介護認定者の状況」について、東京都では65歳以上のうち約8割が元気な高齢者で、要介護と要支援は残りの約2割となっているが、練馬区の状況はどうか。

また、図表8「定年までの勤労時間と定年後の自由時間の比較」について、定年が延長され、60歳から65歳になると、「定年までの勤労時間」と「定年後の自由時間」の割合が逆転することになるのでは、と思うがいかがか。

(介護保険課長)

練馬区の65歳以上の方に占める介護保険の認定の割合は、去年の11月末で16.7%、図表7中の、東京都の状況では $4.3+11.9=16.2\%$ なので、ほぼ同じである。

(会長代理)

図表8は仮定で計算されたものであるが、これについてはいかがか。

(ジャパン総研)

ご指摘のとおり、1日当たりの勤労時間も残業などを含めればこれ以上になるし、定年の時期延長する企業等も増えてきているので、個々の事例では逆転することもあるかと思うが、ここでは、定年後の自由時間が相当数あるということをお願いしたいのだと思う。

(会長代理)

社会参加について、学識経験者委員から、皆様のご意見や調査結果についてコメントがあればお願いしたい。

(委員)

先ほどからの議論の中で挙げた意見、調査結果の分析いずれも、施策立案の背景として取り入れつつ、練馬区から第5期計画での施策案が提示されることになると思う。

今後、それらをうかがいながら、皆様からも、具体的なアイデアを出していただければありがたいと思う。

(会長代理)

皆様がお持ちの知識、経験の中に、施策に反映できるようなものが沢山ありそうだという実感を持った。次回以降、検討を進めていく際に、発表していただける機会があるのではないかと思う。

それでは、次に、資料3について、説明をお願いします。

また、参考資料1～3も同様のテーマにかかる資料なので、併せて説明をお願いします。

(ジャパン総研)

【資料3「国・東京都の現況（高齢期の住まいづくり、住まい方の支援）」の説明】

(高齢社会対策課長)

【参考資料1「国・東京都の新たな住宅施設」の説明】

(会長代理)

【参考資料2「高齢期の主な住まいと利用できる介護保険サービス（平成22年11月1日現在）」の説明】

(高齢社会対策課長)

【参考資料3「地域包括ケアシステムについて」の説明】

(会長代理)

地域包括ケアシステムは、将来のあるべき姿として、高齢者が身近な地域の中で暮らしていける状態のイメージが示されている。

住まい分野に関しては、専門職の方や、職業として取り組まれている委員もいらっしゃるので、ぜひ活発にご意見、ご質問をいただきたい。

(委員)

この調査結果は、実務に携わる中で感じる印象とはかなり懸け離れている気がする。

例えば、資料3 図表6「民間賃貸住宅における入居制限の状況」についてだが、業界団体からは、入居に際してなるべく差別をしないようにという通達が出ているため、実際には入居制限を行っている家主であっても、公的な調査に対する回答では、「入居制限を行っていない」を選択しているのではないかという疑念がある。

図表6中での入居制限の対象内訳の母数は、全体のうち「入居制限を行っている」を選択した15.8%の回答者である。しかし現実には、「入居制限を行っていない」を選択した84.2%の中にも、入居制限を行っている家主がいると推測している。

(会長代理)

図表6を見ると、高齢者に対する入居制限が行われている割合は、それほど多くないという調査結果になっている。よく聞かれる話としては、現在、国内の住宅戸数は人口数を上回っており、逆に空き家の増加が問題になりつつある状況があるが、実務に携わる中では、必ずしもそのような印象ではないという意見であった。

(委員)

ジャパン総研に1点、区に2点ほど要望したい。

まず、ジャパン総研への要望について述べる。

図表5「住宅のバリアフリー化の状況」について、本日紹介した調査結果の元となるバックデータも併せて表示する方が実態をつかみ易いのではないだろうか。

選択肢「手すりがある」という回答においては、元データの住宅・土地統計調査では階段、玄関、お風呂等、それぞれの有無が細かく判別できるようになっている。内訳を省略し、「手すりがある」としてまとめてしまったため、実態とかけはなれた数値になってしまう。また、東京都、近郊の自治体との比較等も可能なはずなので、報告の際には、もう少し詳細に内訳を表示してはどうだろうか。

つぎに区への要望である。1点目は、現在の高齢者住宅の制度が非常に複雑な体系であるため、サービス付き高齢者住宅という形に、東京都などは今後、整理していくと聞いている。かなり長期にわたる計画になるはずなので、できるだけ早めに情報提供していただければと思う。

2点目は、参考資料2の「高齢者専用賃貸住宅」の63戸について、その前提に「25㎡を確保する必要がある」と言っているが、数字が違うのではないか。例えば18㎡以上とか、条件によって面積基準が違うと思うが、広義の高齢者専用賃貸住宅という意味であるならば、63戸という数字は意外と少なく、少し疑問に感じる。

(会長代理)

高齢者専用賃貸住宅（以下、「高専賃」という。）の面積要件について、25㎡以上とするように制度が変わったのは最近のことである。以前は、入居拒否をしない旨の情報提供をしている住宅が対象であった。

(委員)

高齢者円滑入居賃貸住宅（以下、「高円賃」という。）で高齢者を入居拒否しないという登録基準が設けられた。高専賃は更に別に登録基準が適用される。

(会長代理)

その辺りについては、制度が頻繁に変わっているので、数字については調べていただきたいと思う。

(委員)

現在、編集を進めている「住まいのガイドブック」において議論になったところであり確認させていただいた。

(委員)

参考資料1 1ページ(2)表中の、現行ケアハウスの職員配置基準は、生活相談員120：1、介護職員30：1とあるが、どういう意味か。

(高齢社会対策課長)

この数字は、入居者数に対して配置すべき職員数の比である。生活相談員であれば、入居者120人に対して生活相談員1名の配置が必須という意味である。

(委員)

先ほど、高齢者は持家比率が高い傾向があるというデータがあったが、持家が無い方

の場合、どのようなきっかけで、参考資料2に掲載のある様な様々な施設に入所することになるのだろうか。

転居するには引越し費用がかかるので、高齢者が自らの意思で移動することは少ないと思うのだがどうか。

例えば、高齢になり、現在居住しているアパート等を、家賃が払えない等の理由で退去させられてしまうケース等はあるのか。

(会長代理)

高齢者向けの住まいへの転居の理由はかなり多様だと思うが、どなたかお答えいただければと思う。

(委員)

住み慣れた家から、やむを得ず他へ住み替える必要があるかどうかは、主に3つの要因から判断している。

一つめは、独居世帯になる、あるいは経済的、精神的な理由等による、定期的な見守りの必要性の有無である。

二つめは、住宅そのものの状況である。ご本人の身体状況を踏まえて考えた場合、一般的に言われるバリアフリー化、例えば、手すりの設置や段差の解消等の工夫では住み続けることが困難な状況の有無である。

三つめは、本人を取り巻く家族等の環境である。例えば、同居家族が居るのだが、人間関係等が悪化しており、同居することでかえって問題が生じる可能性の有無である。

もちろん、実際の高齢者お一人おひとりの住まい方には、これらの要因が、単独ではなく、複数かつ同時に発生することが普通である。

このため、住まい方というテーマで全体的な議論を行うに当たっては、個々のデータのみに捉われず、実際に生じている困難事例等にも目を向けた施策へとつなげていくことが重要である。

例えば、資料3 図表2「高齢者世帯の類型別割合」の様に、「単身」、「夫婦世帯」等の単純な区分で見ると、ひとりぐらして認知症の症状がある方は大変な家で、若年の家族がいる世帯は、家族による介護力がある家だというイメージをお持ちになると思う。しかし、現実には、同居家族による介護放棄や虐待というケースも存在し、これらの対応策として、意図的に別居している場合もある。

(委員)

介護、あるいは生活上の悩み事について、家族がいずれかへ相談に行ける場合は良いが、相談先の無い方や単身世帯の方等、身の回りに不便を感じながらも、現在置かれた生活環境を継続している方もいらっしゃると思う。中には、支援を行う機関や制度をご存知無い方もいると思う。区はどのような支援を行っているのか。

(大泉総合福祉事務所長)

ただ今、委員からご指摘いただいた様な方というのは、少なからずおられるという現状は認識している。

区は、高齢者相談センター本所および支所を中心に、近隣住民、民生委員、ケアマネジャー、介護サービス事業者等から、様々な形で相談を受けている。

つぎに、賃貸住宅において、家主との関係等により退去しなければならない等の事例があるのかどうかという質問について回答する。

たしかに、その様な事例は存在する。対応策としては、居住場所となる施設等を紹介することになるが、経済的な理由等のため困難な方もおられる。施設も無料ではないので、ご本人の経済状況等に合わせて紹介をしていくのが実情である。

また、身体的な問題、例えば障害がある場合は、バリアフリー化により外出を可能にすることで解決可能なこともあるが、お住まいが賃貸住宅であると改修等が困難であるといったケースもある。高齢者相談センター等では、おひとりお一人の状況に合わせた形で相談に乗っている。

(会長代理)

住まいの範囲には、いわゆる「住宅」と、「介護保険施設その他の福祉施設」の両方が対象となる。短時間で議論し尽くすのは困難であるため、次回以降の会議で整理する必要がある。

(委員)

参考資料2について、練馬区における様々な住まい、施設の戸数を挙げられているが、他自治体や東京都と比較してどのような状況にあるのかを教えてください。

また、介護老人福祉施設は1,392となっているが、これは戸数なのか人数なのか。

(会長代理)

大変多くの種類の住まいが取り上げられているが、今、答えられるか。

(高齢社会対策課長)

介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームの状況についてのみ、簡単に説明したい。現在、区内に20カ所と、別途、板橋区に1カ所練馬区民用として確保している施設があり、合せて1,392床分を区として整備している。

東京都全体から見た状況については、東京都では、高齢者人口に対する特別養護老人ホームのベッド数により、1.0、1.25、1.5という3つの補助率の係数を定めており、1.0というのが、標準的なベッド数が確保されている自治体ということになる。

練馬区は昨年度まで1.5だったものが、今年度4月に2施設90床が開設し、1.25に下がっており、東京都全体では中間的な状況となっている。

(会長代理)

今後、東京都全体の中での位置付けなども、もう少し幅広くご紹介いただく必要があると思う。

それでは、案件(4)「検討課題の論点整理について」に移る。資料4、資料5について説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【資料4 検討課題「地域貢献につながる社会参加の促進」についての説明】

【資料5 検討課題「高齢期の住まいづくり、住まい方の支援」についての説明】

(会長代理)

この「検討課題の論点」に沿って、今後少し詳しく議論する機会を設けるということである。今の2つの説明について、ご意見はないか。

(委員)

業務で関わりのある事例だが、大きな個人住宅のオーナーから、部屋が多いのでケアハウスにできないかという話をいただいたことがある。

問題点として、建築基準法の規定により、個人住宅から共同住宅、あるいは宿舍等への用途変更が必要となり、建築確認申請の取り直しや、消防設備の充実などの費用が必要となる。そのオーナーは、それらの必要性は念頭に置いていなかったため、話自体はとても良い事だが、暗礁に乗り上げている状況である。

施設として、不特定多数の人間が居住するためには、安全面等、個人住宅よりも厳しい基準が適用されるためと思うが、住まい、住まい方施策を促進するためには、法整備等の環境づくりも同時に進めていく必要があると感じている。

(会長代理)

練馬区には、福祉施設等へ転用可能な、建物あるいは土地を所有する方もおられる。

遊休資産等を福祉分野へ転用していただくことの促進といった施策も、住まい、住まい方に関する施策のどこかに取り入れたいというご意見と思う。

(委員)

住まいづくり、住まい方分野の論点は、ただ今の説明で良いと思う。

ところで、1点質問させていただきたいのだが、第3次住宅マスタープラン38ページ基本方針2「高齢社会に対応した住まいづくり」は、マスタープラン67ページを見ると、基本方針ごとの重要事業として掲げたうちの重要事業2「民間による高齢期の住まいづくりの促進」と関連するとある。さらに、多分野を横断する重要事業として掲げた重要事業6および7とも関連すると書かれている。

基本方針2と、重要事業2・6・7の関係性について解説していただきたい。

(住宅課長)

マスタープラン43、44ページに、基本方針2にかかる施策体系①～⑨を挙げている。その中で特に、「⑥身体状況にあわせた住まいの提供」の事業の中で、計画期間中に重点的に取り組む事業として取り上げたのが、重要事業2である。また、重要事業6・7も同様に計画期間中に重点的に取り組むべき事業であり、かつ基本方針2以外の基本方針にも横断的に関係するものという位置付けである。

(高齢社会対策課長)

少し補足すると、マスタープラン43、44ページでは、基本方針2の施策体系を①～⑨に整理している。このうち⑨「高齢期の住まいのあり方の研究と新たな施策づくりの促進」について、高齢期の住まいのあり方の研究の実施とあるが、区としては、この懇談会を研究の場と位置付けている。このため、本日の会議における資料5では⑨の部分を省いた内容となっている。

懇談会で検討した内容については、マスタープランへの反映とともに高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画への反映につながっていく。

また、マスタープラン69ページでは、重要事業2「民間による高齢期の住まいづくりの促進」を掲げている。これは、民間活力を活用して高齢期の住まいづくりを促進させていくことを、基本方針2における施策体系の中の重要な事業ということで切り出した

ものをご理解いただきたい。

(委員)

資料4『検討課題「地域貢献につながる社会参加の促進」について』中の「検討課題の論点(案)」③情報の提供について意見したい。

私が参加している洋裁教室は、昼間の授業は70代のひとりぐらしの女性が多く、ほとんどの方が新聞を取っていないようだ。このため、新聞折込である「ねりま区報」が届かず、区主催の講演会の情報等はまるでご存知無い様であった。

また、ある知人は、区の保養施設の利用について、年2回、4,000円の補助が出ることもご存じ無かった。練馬区に永年住んでいて、一度も行ったことが無いというので、何回か一緒に旅行したところ大変喜ばれた。

情報を知らないから参加しない、利用しない。また、行かないが故に知らないという状態になっており、情報を周知することの難しさを感じている。

(会長代理)

新聞を取る方は減少傾向にあると思うが、ねりま区報は、とても良い情報が載っているので、情報が十分に周知されるよう工夫してほしい。何か具体的な対応はしているのか。

(高齢社会対策課長)

ねりま区報は、新聞折込が基本だが、ご要望をいただければ戸別に郵送するサービスも実施している。

(委員)

新聞を取っていない世帯でも、ねりま区報だけ配付してもらえるのか。

(高齢社会対策課長)

新聞とは関係なく、自宅に郵送するサービスを実施している。

希望する方は、区へお問い合わせいただきたい。また、コンビニエンスストア等にも設置している。

高齢者への情報周知のあり方は、大きな課題であると思っている。ぜひこの懇談会においてご議論していただければと思っている。

(委員)

確かに、情報の提供は必要かつ重要だと思う。このために、現在あるものを有効に活用する方法について、知恵を出し合うことも必要なのではないだろうか。

一つの提案なのだが、新規の事業等を始める以外に、既存の組織、団体、仕組みなどを有効に活用することも検討してはどうだろうか。

先ほどのご意見にもあったが、情報を知ること、参加・利用につながるはずである。

例えば、シルバー人材センターでは、平成19年に30周年を迎えたのを契機に、地域貢献として、清掃ボランティアを始めた。毎月5、6か所で実施し、この3年間で約220回の活動実績がある。

これから何かを始めたいと考えている方には、このような活動に参加することで、地域デビューのきっかけとしていただくことも有効なのではないだろうかと思う。

(会長代理)

まだまだ、様々な事例やアイデアが有ると思うが、ひとまず、資料4および5に掲載されている論点を、次回以降の検討内容にする方針で進めさせていただきたい。

では、案件(5)「その他」について、説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【配布資料「高齢期をいきいきと過ごす住まいの手帖(平成20年3月発行)」】

【配布資料「平成22年度版 高齢者の生活ガイド」】の説明

(会長代理)

最後に、案件(6)「次回の予定」等について説明をお願いします。

(事務局)

【次回予定の説明、および事務連絡】

(会長代理)

盛りだくさんの内容だったので、時間が足らず、十分に意見をいただけなかったということもあるかと思う。

ぜひ、次回以降も、積極的に議論を深めていただきたい。

事務局も議論が円滑に進むよう準備を進めていただきたい。

以上で本日の懇談会を終了する。